

— 復興に関する情報をお届けします —

けせんぬま

# 復興ニュース

第104号 (平成28年11月15日発行)

海と  
生きる

気仙沼市震災復興計画



【発行】

気仙沼市秘書広報課

〒988-8501

宮城県気仙沼市八日町一丁目1-1

TEL: 22-6600 内線 207・208

FAX: 24-3566 (市外局番「0226」は省略しています)

E-mail: hishokoho@kesenuma.miyagi.jp

※メールアドレスが変わりました

各種再建方法を一緒に考えましょう

## 住まいの相談会にご参加ください



■問い合わせ先／

災害公営住宅課

tel: 22-6600 内線467

市では、仮設住宅などにお住まいで、まだ住宅の再建方法が確定していない方へ、各種再建方法をご案内し新たな転居先を確定することを目的に、下記の日程で「住まいの相談会」を開催します。

この相談会では、**災害公営住宅への入居相談・申込み手続き**のほか、災害公営住宅への入居要件を満たさない方の相談もお受けします。また、自立再建を希望される方への、防災集団移転団地に関する相談なども受け付けます。

■開催日程など／下記開催時間以外に相談を希望の方は、事前にご連絡ください。

日 程	時 間	場 所
11月27日(日)	午前9時から午後5時まで	市ワン・テン庁舎 大ホール
11月28日(月)	午前9時から午後7時まで	市ワン・テン庁舎 交流室A
11月29日(火)	午前9時から午後5時まで	市ワン・テン庁舎 交流室A
11月30日(水)	午前9時から午後5時まで	市ワン・テン庁舎 交流室A
12月1日(木)	午後1時から4時まで	唐桑保健福祉センター「燦さん館」
12月2日(金)	午後1時から4時まで	本吉総合支所第1会議室
12月3日(土)	午前9時から午後5時まで	市ワン・テン庁舎 大ホール



再建方法が決まっていない方は、仮設住宅の特定延長の対象となりません。相談会当日は、再建方法をサポートする各担当者が参加し、皆さんの相談を伺います。ぜひこの機会に、ご相談ください。

## 内湾地区のにぎわい復活へ

### 気仙沼内湾(南町一丁目)地区災害公営住宅が完成

10月21日、共同化事業(※)の災害公営住宅として整備を進めている内湾地区の4か所の住宅のうち、3か所目となる気仙沼内湾(南町一丁目)地区災害公営住宅が完成し、そのお披露目を兼ねた竣工式が行われました。

本住宅は、鉄筋コンクリート造6階建と4階建の建物をデッキでつなげ、1階部分は、かまぼこ店とデイサービス施設、事務所、多目的室などからなり、2階から上は災害公営住宅と地権者住宅37戸を整備。また、住宅裏側の浜見山へ向かう避難経路も完成しました。

「夢コモンズ」と名付けられた本建物は、内湾地区のにぎわい復活に向けた弾みとなることが期待されます。

※建物の計画・設計・建設を地権者などにより構成された団体が主体となって行い、市が基盤の整備、災害公営住宅の買い取りなどで間接的な支援を行う事業。

■問い合わせ先／

災害公営住宅課

tel: 22-6600 内線427



◀中庭で行われた竣工式には関係者約60名が参加



◀1階部分には店舗や事務所などが併設



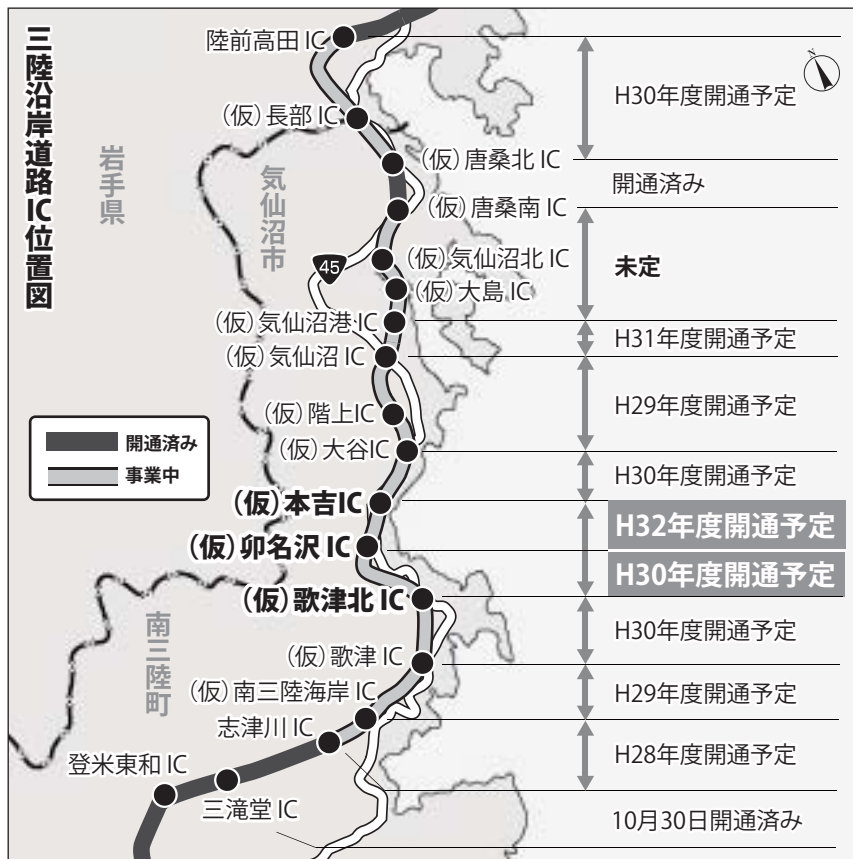
## 三陸沿岸道路

# ☑️ (仮称) 歌津北IC - (仮称) 本吉IC間 新たな開通見通し時期が公表

■問い合わせ先/  
三陸道・大島架橋・唐桑  
最短道整備促進課  
tel: 22-6600 内線566

このたび、国土交通省から、開通時期が未公表だった(仮称)歌津北IC - (仮称)卯名沢IC区間が平成30年度に、(仮称)卯名沢IC - (仮称)本吉IC区間が平成32年度に開通見通しであることが示されました。

このことにより、少なくとも、仙台市内から(仮称)気仙沼港ICまでは、平成32年度までに一本の高速道路でつながる見通しとなりました。



市内にあるICのうち開通見通しが示されていないのは、(仮称)気仙沼港IC - (仮称)唐桑南ICだけとなりました。

市では、今後も三陸沿岸地域における復興・創生の大きな後押しとなるよう、残された開通見通し未公表区間についても、事業進ちょくに協力するとともに、早期の開通見通し公表と早期の全線開通を引き続き要望していきます。

三陸沿岸道路の開通は、物流の効率化や交流圏の拡大など、地元産業・観光の振興への貢献や、救急医療・防災機能の向上などにも大きく寄与するものと期待されています。



# ☑️ 安倍総理大臣が本市を視察しました

■問い合わせ先/  
震災復興・企画課  
tel: 22-6600 内線311

10月30日、安倍晋三内閣総理大臣と今村雅弘復興大臣が本市を訪れ、震災後に事業を再開した「(株)足利本店」と、子育てしながら働ける環境を実現した「NPO法人ピースジャム」を訪れました。

視察を終えた総理は、「水産業を観光に生かした体験型ツアーなどの取り組みには、人の熱気を感じた。メカジキなどを起爆剤とした海外観光客の誘致計画など、国としてしっかりと支援をしていきたい。また、子どもを連れて職場に来られるという新しい取り組みが始まっている。働き方改革の側面からしても素晴らしい取り組み。国として応援していきたい」と話されました。



◀観光戦略「ニンマンツのひとつ仕事場「ちよいのぞき」を体験



▶事業説明のあと、親子とふれあいました





## ✓ 造船業の復興に向け新たな一歩

### ～(株)みらい造船起工式～

■問い合わせ先／  
産業再生戦略課  
tel: 22-6600 内線529



▲事業の安全を願いくわ入れ



▲(株)みらい造船完成図

10月21日、朝日町で「(株)みらい造船」の起工式が行われました。昨年5月に設立された(株)みらい造船は、被災した市内の造船所4社が平成30年4月1日に合併し、さらにほかの3社が出資して構成される造船所です。建設用地は、市の津波復興拠点に位置づけられ、シップリフト方式造船所として平成31年初旬の稼働を目指し建設が進められます。

シップリフトは、垂直に上下可動するリフトで船舶の上下架を行うシステムで、従来の斜路式(スリップ)に比べ、船体への不均等な負荷をかけることなく船舶を上下架できるため、船体や船底機器類などへ損傷リスクを回避できるほか、作業効率や安全性が向上するなどの利点があります。

国内では3例目となる導入に、今後の気仙沼の造船業のさらなる発展が期待されます。

## ✓ 低炭素社会対応型浄化槽などへの補助についてお知らせします

市と県の補助があります。それぞれ条件を満たしていれば、どちらも活用することができます。

### 市補助

#### 「低炭素社会対応型浄化槽」設置補助金

■対象／震災により、住宅が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた方

■対象浄化槽／低炭素社会対応型浄化槽

■補助予定基数／477基(平成28年度)

■申請方法など／

- まずは、市環境課へお問い合わせください。
- ・申請は、施工業者が代行して行うことができます。申請に必要な書類や手続きについてご説明します。
  - ・公共下水道など集合排水処理区域、補助基準などにより対象とならない場合があります。
  - ・申請受付は予定額に達し次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。

■補助金額／

5人槽 …33万2千円

7人槽 …41万4千円

10人槽…54万8千円

※被災されていない方を対象とした補助もありますので詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先／環境課 tel:22-6600 内線342

### 県補助

#### 低炭素型水ライフスタイル導入支援事業補助金

■対象／次のすべてに当てはまる場合

- ①県が定めた基準に適合する低炭素社会対応型浄化槽(設置主体が個人のものに限る)、節水型トイレ、節湯水栓2口以上(以下「節水型機器等」)の全てを新たに設置すること
- ②節水機器等の設置工事が平成27年4月1日以降に竣工し、かつ、浄化槽の使用開始後に市町村への届出が義務づけられている「浄化槽使用開始報告書」の使用開始日が平成28年1月1日から12月31日までであること
- ③節水型機器等を設置する建物に居住していること
- ④全ての県税に未納がないこと
- ⑤県が運営する「わたしのe行動宣言」に登録していること

■補助金額／1世帯6万円

■補助予定世帯／先着300世帯(来年1月31日締切)  
※申請方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、県ホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/lifestyle.html>)からご覧ください。

■問い合わせ先／県環境生活部循環型社会推進課 tel:022-211-2648



## ✓ 地域商業施設等復旧整備事業補助金をご利用ください

市では、震災により被害を受けた事業者の方々が事業の再開や継続を行えるよう、施設・設備の復旧に必要な費用の一部を補助しています。対象と補助内容は以下のとおりです。

■対象／以下の業種で、①～③に当てはまる中小企業者（個人事業を含む）

《業種》卸売業、小売業、飲食業、運輸業、建設業、製造業、情報通信業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、教育・学習支援業、医療・福祉、生活関連サービス業、学術研究、専門・技術サービス業、鉱業、採石業、砂利採取業、娯楽業、複合サービス業、ほかに分類されないサービス業

①施設（店舗や事務所）の被害が全壊または大規模半壊であること

②気仙沼市内で事業を再開・継続すること

③事業所単位で国・県・市が実施する補助制度を利用していないこと。ただし、県の「商業機能回復支援補助金」との併用は認めます。

※上記対象に加え、下記の④・⑤をどちらも満たす方が起業する場合も対象となります。いずれも証明できる書類を添付することが必要です。

④被災し、廃業した事務所に、震災前に勤務していた方

⑤震災後、事業所都合により失職した方（すでに起業している方も対象となりますが、平成29年2月末までに申請してください）

■対象となる経費／

・施設・設備の復旧に要する経費（市が管理している事業用仮施設〔以下仮施設という〕から、本設に移行する事業者設備の移設費用を含む）

・補助対象経費が150万円以上であること

■補助率・補助限度額／

・補助率：2／3以内

・補助限度額：300万円（**仮施設から本設に移行する事業者は500万円**）

■申請について／

来年2月末までに申請してください（原則として、移転着工前に申請してください）

■注意／

業種によって一部対象とならない場合があります。グループ補助金により本設に移行する事業者、仮施設に入居中で譲渡を受ける方などは、対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先／

商工課  
tel:22-6600 内線522



## ✓ 震災による拾得物を出張展示します

気仙沼復興協会では、震災時に市内で拾得された写真・ご位牌・賞状・トロフィーなどを、洗浄・展示・保管し、持ち主への引き渡しを行っています。1点でも多く思い出の品をお返しするため、気仙沼復興協会内での常設展示のほか、下記のとおり出張展示を行います。

《会場：イオン気仙沼店2階》

■日時／11月20日（日）、11月27日（日）、12月4日（日）、12月11日（日）  
各日午前10時から午後4時まで

《会場：内ノ脇公営住宅コミュニティセンター》

■日時／11月26日（土）午前10時から午後3時まで

■問い合わせ先／  
（一社）気仙沼復興協会  
tel：27-3882

※拾得物リストはパソコンでの閲覧が可能です。

## ✓ 心カフェをご利用ください

心がリフレッシュする方法を体験し、日常生活に取り入れていただけるよう、月に一回、様々な取り組みを行っています。体験後は、参加者みんなできちんとお茶をしながら交流し「心」が「ホッ」とするようなひとときを過ごします。

■日時／12月6日（火）午後1時30分から3時30分まで

■場所／市民健康管理センター「すこやか」

■対象者／民間賃貸住宅に入居されている方や被災された方など

■内容／おいしいお抹茶のたて方体験

■申込方法／11月29日（火）までに、みやぎ心のケアセンター（tel：23-7337）までお申し込みください。

